令和８年度
林業労働災害防止強調運動実施要綱

１　目的

県内林業の労働災害発生状況については、死亡者数が令和元年から令和７年までの７年間で21名（全国ワースト第２位）に及び、同期間の県内全産業の死亡者数92名のうち林業だけで23%を占める状況にある。

また、今年は10月20日現在２名の死亡災害が発生し、９月末現在の死傷災害が昨年同期比10件（24%）増の51件発生する等、予断を許さない状況が続いている。

令和７年の死傷災害（死亡・休業４日以上）の発生状況をみると、チェーンソーや刈払機による「切れ、こすれ」災害、伐倒木等による「激突され」災害及び地山急斜面から滑落する等による「墜落、転落」災害を合わせた件数が全体の半数以上（55%）を占め、それに加え車両系木材伐出機械等に関わる災害やかかり木による災害など、過去に繰り返された災害が依然として発生している現状にある。

このように重篤な災害が発生する要因として、基本的な安全管理の取組が、今なお徹底されていないことが挙げられる。さらに、県内の林業を取り巻く状況として、林業労働者の不足並びに高齢化及び車両系木材伐出機械の急速な導入等があるが、県内林業現場においては、林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全衛生教育の実施や高年齢労働者への作業配慮、車両系木材伐出機械の災害防止検討結果を踏まえた作業計画の作成及び作業者への周知が徹底されていない状況が認められる。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に、下記４に掲げる重点事項について集中的な取組を実施することにより、林業における労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び休業４日以上の死傷労働災害の大幅な減少を図ることとする。

２　実施期間

令和８年11月１日から11月30日まで

３　主唱者

◎　厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署及び日南労働基準監督署）

◎　林野庁九州森林管理局

（宮崎北部森林管理署、西都児湯森林管理署、宮崎森林管理署、宮崎森林管理署都城支署及び宮崎南部森林管理署）

◎　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（宮崎水源林整備事務所）
◎　宮崎県（環境森林部）
◎　一般社団法人宮崎県林業公社
◎　公益社団法人宮崎県森林林業協会
◎　林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
◎　宮崎県森林組合連合会
◎　宮崎県造林素材生産事業協同組合
◎　公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

4　重点事項

（1）林業店社における安全衛生管理体制の整備
（2）林業労働者に対する雇入れ時教育及びチェーンソー取扱特別教育等の安全教育の徹底
（3）伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底
（4）林業現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守

5　主唱者の実施事項

主唱者は本運動期間中、林業事業者に対し、ポスター・リーフレット等を活用して本運動への取組を要請するとともに、安全パトロール等を実施し、現場での安全管理状況を確認、指導する（各機関及び各団体の主要な実施事項は以下のとおり。）。

（1）厚生労働省宮崎労働局
① 伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底
② 林業事業者に対する「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく労働災害防止対策の指導の実施
③ 改正労働安全衛生規則の周知
④ 「現場班長による安全現場宣言運動」の推進
⑤ 監督指導等の実施

（2）発注機関等（国、県及び公社等）

林野庁九州森林管理局、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（宮崎水源林整備事務所）、宮崎県（環境森林部）、一般社団法人宮崎県林業公社、公益社団法人宮崎県森林林業協会、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

①　請負事業者の事業計画における安全管理対策の確認及び指導
②　現場における緊急連絡体制の整備等に係る教育訓練等の実施の指導
③　機械集材装置設置届の提出確認

（3）労働災害防止団体（林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部）

① 会員等の事業者の現場に対する安全パトロール等の実施
② 会員等の事業者に対する労働災害防止対策の要請及び災害事例等の提供
③ 「林業・木材製造業労働災害防止規定」の周知徹底

（4）林業関係事業者団体（宮崎県森林組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合）

組合員である林業事業者に対し、次の事項を指導する。

① 木材伐出機械等の普及等、作業の変化に対応した安全対策の推進
② 企業トップによる安全パトロール実施の要請
③ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の周知
④ 安全衛生教育の徹底の要請
⑤ 機械集材装置設置届の提出確認

6 林業事業者の実施事項

（1）林業店社における実施事項

① 現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
② 新規就業者に対する雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の際の安全教育実施の徹底
③ 現場での作業条件に応じた有資格者等の適正配置
④ 経営首脳、安全管理者等による安全パトロール等の実施
⑤ ポスターの掲示等による安全意識の高揚

（2）林業現場における実施事項

ア 共通事項

① 労働災害防止のための基本的ルールの遵守
② 服装の点検、保護帽、墜落制止用器具、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底
③ 作業者の具体的な作業内容を明示した作業日報の作成
④ チェーンソーを用いた伐木等作業又は集材作業、車両系木材伐出機械等の作業において、計画に基づく作業の実施
⑤ 作業前ミーティングの実施（危険予知活動の実施）
⑥ 作業現場の一斉点検の実施（リスクアセスメント等の実施）
⑦ 新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
⑧ 緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施
⑨「現場班長による安全現場宣言運動」への取組

イ 集材作業

① 集材装置等の主索直下及び内角側等の危険箇所への立入禁止
② 荷掛け、荷はずしの際の合図及び退避の徹底

ウ　木材伐出機械等作業

① 路肩からの転落防止のための走行路の幅員確保

② 作業者との接触防止のための明確な合図の実施

③ 路肩、傾斜地で転倒又は転落による危険を防止するため、シートベルトの着用に努める

④ 木材伐出機械等の運転席のヘッドガード、防護柵の設置

⑤ 木材伐出機械等運転業務従事者に対する特別教育受講の徹底

エ　伐木造材作業

① 指差し呼称等による周囲の安全確認

② 伐倒に当たっての安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底

③ 大径木、偏心木伐倒の際のくさび使用

④ 適切な退避場所の選定

⑤ 伐倒の際の合図及び退避の徹底

⑥ キックバック、枝のはね返り等防止のためのチェーンソーの適正使用

⑦ 急傾斜地等を移動する際の墜落・転落災害防止用の歩行補助ロープの設置及び墜落制止用器具の使用の徹底又は迂回移動の励行

⑧ チェーンソー及び刈払機使用時における保護衣及び足指防護用作業靴の着用

オ　かかり木処理作業

① 専用器具使用等による安全対策の徹底

② かかり木を放置する場合の危険区域の標示及び立入禁止

カ　トラック荷台(積荷)からの墜落・転落の防止

① 墜落時保護用の保護帽の着用

② 耐滑性のある靴の使用

③ 荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底（荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない）

④ 荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り地上から、または地上での作業とすること

⑤ 荷台への昇降時における昇降設備の使用

7　その他

（1）事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。

（2）事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。

（3）林業労働災害防止強調運動連絡会議設置要綱を別添のとおり定める。